

# 独立行政法人農畜産業振興機構法

## 目次

第一章 総則（第一条 第五条）

第二章 役員及び職員（第六条 第九条）

第三章 業務等（第十条 第十七条）

第四章 雑則（第十八条 第二十一条）

第五章 罰則（第二十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人農畜産業振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるところを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農畜産業振興機構とする。

（機構の目的）

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、あわせて生糸の輸入に係る調整等に必要業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

（事務所）

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 機構の資本金は、附則第三条第六項及び第四条第六項の規定により政府から出資があったものとさ

れた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

## 第二章 役員及び職員

### (役員)

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

### (副理事長及び理事の職務及び権限等)

第七条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員任期)

第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員及び職員の地位)

第九条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）の規定による価格安定措置の実施

に必要な次の業務を行うこと。

イ 指定乳製品及び指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。

ロ イの業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管を行うこと。

ハ 農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定に関する法律第六条第二項、第三項又は第

四項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について補助すること。

二 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

三 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）の規定により次の業務を行うこと。

イ 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付を行うこと。

ロ あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付を行うこと。

- 八 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人が行う業務でイ又はロの業務に準ずるものについてその経費を補助すること。
- 四 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。
- 五 砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）の規定により次の業務を行うこと。
  - イ 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。
  - ロ 異性化糖等の買入れ及び売戻しを行うこと。
- 八 国内産糖についての交付金の交付を行うこと。
- 六 生系の輸入に係る調整等に関する法律（昭和二十六年法律第三百十号）の規定による生系の輸入に係る調整に関する措置の実施に必要な次の業務を行うこと。
  - イ 生系の輸入、輸入によって保有する生系の売渡し又は買換え並びに輸入申告に係る生系の買入れ及び売戻しを行うこと。
  - ロ イの業務に伴う生系の保管を行うこと。

七 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生系の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の規定により行う業務の遂行に支障のない範囲内で、繭又は生系の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(区分経理)

第十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一項第一号の業務、同項第二号の業務、同項第七号の業務(畜産物に係るものに限る。)及びこれらに附帯する業務

二 前条第一項第三号の業務、同項第四号の業務、同項第七号の業務(野菜に係るものに限る。)及びこれらに附帯する業務

三 前条第一項第五号の業務、同項第七号の業務(砂糖及びその原料作物に係るものに限る。)及びこれ

らに附帯する業務

四 前条第一項第六号の業務、同項第七号の業務（繭及び生糸に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務

（積立金の処分）

第十二条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項に規定する積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会  
の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余



があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金)

第十三条 機構は、第十条第一項第一号イ及びロ並びに第六号の業務に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(債務保証)

第十四条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が第十一条第一号の業務に係る勘定の負担においてする前条第一項の長期借入金又は通則法第四十五条第一項の短期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二

条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第十五条 機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（交付金の交付）

第十六条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、機構に対し、砂糖の価格調整に関する法律第十九条の交付金（同法第二十一条第二項第二号に掲げる額が政令で定めるところにより同法第三条第二項に規定する国内産糖合理化目標価格を国内産糖の価格に換算した額に満たない額である場合には、同号に掲げる額と当該換算した額との差額に係る部分を除く。）に相当する金額を交付するものとする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十条第一項第一号八、第二号、第三号八及び第四号並びに第二項の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

#### 第四章 雑則

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十条第一項第一号八、第二号若しくは第四号又は第二項の農林水産省令を定めようとするとき。

二 第十二条第一項の承認をしようとするとき。

三 第十三条第一項又は第十五条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第十九条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十一条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

## 第五章 罰則

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

#### 附 則

#### (施行期日)

第一條 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九條から第十八條まで及び第二十条から第二十五條までの規定は、同年十月一日から施行する。

#### (持分の払戻し)

第二條 農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）は、附則第九條の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号。以下「旧事業団法」という。）第八條第一項の規定にかかわらず、事業団の解散の日の前日までに、事業団に出資した政府以外の者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ

、当該各号に定める金額により持分の払戻しをするものとする。この場合において、事業団は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

一 旧事業団法第五条第一号から第四号までに掲げる者 その者が有するこの法律の施行の日の前日における事業団の旧事業団法第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定に係る貸借対照表上の純資産額に対する持分に相当する金額（その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額）

二 旧事業団法第五条第五号から第七号までに掲げる者 その者が有するこの法律の施行の日の前日における事業団の旧事業団法第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定に係る貸借対照表上の純資産額に対する持分に相当する金額（その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額）

（事業団の解散等）

第三条 事業団は、機構の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時にいて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 事業団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5 事業団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に事業団に属する資産（第二項の規定により国が承継する資産を除く。）の価額（旧事業団法第三十一条第一項第三号の業務に係る勘定、同項第五号の業務に係る勘定及び附則第十五条の規定による改正前の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号。以下「旧暫定措置法」という。）第三条第一項に規定する業務に係る旧事業団法第三十一条第一項の勘定において積立金として整理されている金額並びに旧事業団法第三十八条第一項の規定により資金として管理されている金額及び附則第十六条の規定による改正

前の肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号。以下「旧特別措置法」という。）第十六条第一項の規定により調整資金として管理されている金額の合計額に相当する金額を除き、旧事業団法第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定（以下この項において「生系輸入調整等勘定」という。）に属する負債の金額及び生系輸入調整等勘定に属する資本金の額に相当する金額（第二項の規定により国が承継する資産のうち生系輸入調整等勘定に属するものの価額に相当する金額を除く。）の合計額と生系輸入調整等勘定に属する資産の価額との差額に相当する金額（第十項において「差額相当額」という。）を加えた金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7 前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる積立金として整理されている金額は、それぞれ当該各号に定める勘定に属する積立金として整理しなければならぬ。

一 旧事業団法第三十一条第一項第三号の業務に係る勘定において積立金として整理されている金額 第



十一条第一号の業務に係る勘定

二 旧事業団法第三十一条第一項第五号の業務に係る勘定において積立金として整理されている金額 第  
十一条第三号の業務に係る勘定

三 旧暫定措置法第三条第一項に規定する業務に係る旧事業団法第三十一条第一項の勘定において積立金  
として整理されている金額 附則第十五条の規定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法  
(以下「新暫定措置法」という。)第三条第一項に規定する業務に係る第十一条の勘定

10 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、差額相当額は、第  
十一条第四号の業務に係る勘定に属する繰越欠損金として整理しなければならない。

11 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧事業団法第三十  
八条第一項の規定により資金として管理されている金額に相当する金額は、第十条第一項第二号の業務の  
財源に充てるものとする。

12 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧特別措置法第十  
六条第一項の規定により調整資金として管理されている金額は、附則第十六条の規定による改正後の肉用

子牛生産安定等特別措置法（以下「新特別措置法」という。）第十四条第二項に規定する資金として管理するものとする。

13 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（野菜供給安定基金の解散等）

第四条 野菜供給安定基金（以下「基金」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に基金が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5 基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に基金に属する資産（第二項の規定により国が承継する資産を除く。）の価額（附則第十一条の規定による改正前の野菜生産出荷安定法（以下「旧野菜生産出荷安定法」という。）第四十四条第一項の準備金として整理されている金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7 前条第七項及び第八項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

8 第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧野菜生産出荷安定法第四十四条第一項の準備金として整理されている金額は、第十一条第二号の業務に係る勘定に属する積立金として整理しなければならない。

9 第一項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（業務の特例）

第五条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、新暫定措置法第三条第一項及び新特別措置法第三条第一項に規定する業務を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、それぞれ新暫定措置法及び新特別措置法で定める。

第六条 機構は、当分の間、第十条及び前条に規定する業務のほか、砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十一条第三号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第六条第一項に規定する業務」と、第十二条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第六条第一項」と、第十七条中「並びに第二項」とあるのは「並びに第二項並びに附則第六条第一項」と、第十八条第一号中「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項又は附則第六条第一項」とする。

第七条 機構は、第十条、附則第五条及び前条第一項に規定する業務のほか、この法律の施行前に事業団が締結した債務保証契約に係る旧事業団法第二十八条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 機構は、前項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「債務保証勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

3 第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第二十二條第二号中「第十條」とあるのは、「第十條及び附則第七條第一項」とする。

4 第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、附則第十二條の規定による改正前の畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）第十三條の規定は、附則第十二條の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第十三條第一項中「事業団は、乳業者である出資者」とあるのは「機構は、乳業者」と、同條第二項中「事業団は、出資者で」とあるのは「機構は、」と、同條第三項中「事業団は、生乳生産者団体である出資者」とあるのは「機構は、生乳生産者団体」とする。

5 機構は、第一項に規定する業務を終えたときは、債務保証勘定を廃止するものとし、その廃止の際債務保証勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

6 機構は、前項の規定により債務保証勘定を廃止したときは、その廃止の際債務保証勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

第八条 機構は、旧事業団法第二十八条第一項第三号の規定によりされた出資に係る株式又は持分の処分が終了するまでの間、第十条、附則第五条、附則第六条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、当該株式又は持分の管理及び処分を行う。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十一条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項に規定する業務」と、第十二条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第八条第一項」とする。

(農畜産業振興事業団法の廃止)

第九条 農畜産業振興事業団法は、廃止する。

(農畜産業振興事業団法の廃止に伴う経過措置)

第十条 事業団の役員若しくは職員又は運営審議会の委員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(野菜生産出荷安定法の一部改正)

第十一条 野菜生産出荷安定法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

## 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 需要及び供給の見通し（第三条）

第三章 野菜指定産地の指定及び生産出荷近代化計画（第四条 第九条）

第四章 指定野菜についての生産者補給金の交付等（第十条 第十四条）

第五章 雑則（第十五条 第十七条）

第六章 罰則（第十八条）

## 附則

第一条中「、その安定的な供給を図るためのその売渡し等の業務を行う野菜供給安定基金の制度を確立する」を「等の措置を定める」に改める。

「第四章 野菜供給安定基金」を「第四章 指定野菜についての生産者補給金の交付等」に改める。

第四章第一節の節名を削り、第十条を次のように改める。

(生産者補給交付金等の交付)

第十条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、指定野菜の価格の著しい低落があった場合には、その低落が対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。)の出荷に関し機構が行う登録を受けた出荷団体(以下「登録出荷団体」という。)との間に農林水産省令で定める委託関係のある対象野菜の生産者(以下この項において「委託生産者」という。)及び機構が行う登録を受けた対象野菜の生産者(以下「登録生産者」という。)の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付するものとする。

2 前項の生産者補給金の額は、対象野菜の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることを旨として、定めるものとする。

第十一条から第十四条の二まで、第四章第二節の節名及び第十五条を削る。

第十六条第一項及び第二項中「前条第一項第一号」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「基金は、前条第一項第一号」を「機構は、前条第一項」に、「同号」を「同項」に改め、同条第四項を削り、同条



を第十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

(交付金の交付)

第十二条 機構は、登録出荷団体又は登録生産者が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約(対象野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。)に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合には、その登録出荷団体又は登録生産者に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付するものとする。

(業務の条件)

第十三条 機構は、第十条及び前条の規定により行う業務については、指定野菜の種別又は出荷される地域を限定して、その業務を行つてはならない。

(法人に対する補助)

第十四条 機構は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人が行う

対象野菜以外の野菜（指定野菜以外の野菜にあつては、指定野菜に準ずるものとして農林水産省令で定めるものに限る。）の安定的な供給を図るための業務で第十条又は第十二条の規定により行う業務に準ずるもの（農林水産省令で定める要件に適合するものに限る。）についてその経費を補助するものとする。

第十七条から第二十四条まで及び第四章第三節から第七節までを削る。

第五章中第五十九条を第十五条とし、第六十条を第十六条とし、第六十一条を第十七条とする。

第六十二条及び第六十三条を削る。

第六十四条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者」に改め、同条各号を削り、第六章中同条を第十八条とする。

（畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正）

第十二条 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産物の価格安定に関する法律

「第三章 債務の保証（第十三条）」

「第三章 雑則（第十三条・第十四条）」

目次中 第四章 雑則（第十四条・第十五条）を

に改める。

第五章 罰則（第十六条・第十七条）」

第四章 罰則（第十五条）」

第一条中「とともに乳業者等の経営に必要な資金の調達を円滑にする」を削る。

第六条第六項中「農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）があつせんしてもなお」を削り、同条第七項中「第一項」を「第二項」に、「事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）」に改める。

第七条第一項から第四項までの規定中「事業団」を「機構」に改め、同条第五項中「事業団」を「機構」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八条中「事業団」を「機構」に改め、「農林水産大臣の承認を受けて」を削る。

第九条中「事業団」を「機構」に改め、同条ただし書中「農林水産大臣の承認を受けて」を削る。

第十条中「事業団」を「機構」に改め、「農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改める。

第十一条及び第十二条中「事業団」を「機構」に改める。

第三章を削る。

第十四条中「次の場合に」を「第六条第五項又は第十条各号の農林水産省令を定めようとするとき」に改め、同条各号を削り、第四章中同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

第四章を第三章とする。

第五章中第十六条を第十五条とする。

第十七条を削る。

第五章を第四章とする。

(砂糖の価格調整に関する法律の一部改正)

第十三条 砂糖の価格調整に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「事業団」を「機構」に改め、同条第一項中「農畜産業振興事業団」(以下「事業団」

という。)を「独立行政法人農畜産業振興機構」(以下「機構」という。)に改め、同条第二項から第

四項までの規定中「事業団」を「機構」に改める。

第七条、第八条、第九条第一項及び第三項、第十条、第十一条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第六項から第九項まで、第十三条、第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条第二項第二号、第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項中「事業団」を「機構」に改める。

(生系の輸入に係る調整等に関する法律の一部改正)

第十四条 生系の輸入に係る調整等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「事業団」を「機構」に改め、同条中「農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)」を「独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)」に改める。

第三条の見出し中「事業団」を「機構」に改め、同条第一項中「事業団」を「機構」に改め、「、農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第二項本文中「事業団」を「機構」に改め、同項ただし書中「として事業団が農林水産大臣の承認を受けたとき」を削る。

第四条第一項中「事業団」を「機構」に改め、「、農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第二項中「事業団」を「機構」に改め、同条第三項中「においてあらかじめ農林水産大臣の承認を受けた算定方

法により予定価格を定めるとき」を削り、「事業団が農林水産大臣の承認を受けて」を「機構が」に改め、同条第四項中「事業団」を「機構」に、「前項の農林水産大臣の承認を受けて定める価格で」を「一般競争入札以外の方法により生糸を」に改める。

第五条及び第六条第一項中「事業団」を「機構」に改める。

第七条の見出し中「事業団」を「機構」に改め、同条第一項本文中「事業団」を「機構」に改め、同項ただし書中「事業団、農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号）第二十九条第一項第四号の規定により事業団の委託を受けた者」を「機構、機構の委託を受けて生糸の輸入を行う者」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「事業団」を「機構」に改める。

第八条、第九条、第十条第一項及び第二項並びに第十一条第二項第二号中「事業団」を「機構」に改める。

第十八条中「この法律」を「第二条」に、「事業団」を「機構」に改める。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正）

第十五条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を次のように改正する。

目次及び第一条中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

第二条第二項中「畜産物の価格安定等に関する法律」を「畜産物の価格安定に関する法律」に改める。

第二章の章名中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

第三条の見出し中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改め、同条第一項中

「農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）」を「独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」

という。）」に、「農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号。以下「事業団法」という。）第二

十八条第一項から第三項まで」を「独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第 号。以下

「機構法」という。）第十条」に改め、同項第五号中「事業団」を「機構」に改め、同条第二項中「次条

及び」を削る。

第四条を次のように改める。

#### 第四条 削除

第五条、第十一条第一項、第十二条第一項及び第十三条中「事業団」を「機構」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「事業団」を「機構」に改め、同項第一号中「

事業団又は第四条第一項の規定による事業団の委託を受けた同項第二号に掲げる者」を「機構又は機構の委託を受けた輸入業者」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「事業団」を「機構」に改める。

第十四条の二から第十五条までの規定中「事業団」を「機構」に改める。

第十六条中「事業団」を「機構」に改め、同条ただし書中「、農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第一号中「場合であつて、農林水産大臣の承認を受けた」を削る。

第十七条中「事業団」を「機構」に改め、「、農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改める。

第十八条及び第十九条中「事業団」を「機構」に改める。

第二十条第二項中「第十五条第一項」を「法第十四条第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、法第十三条中「第六条第五項又は第十条各号」とあるのは、「第六条第五項」とする。

第二十条の二の見出しを「（機構法の適用）」に改め、同条第一項中「事業団法第二十八条第一項第一号イ及びロ並びに第二十九条第一項第一号」を「機構法第十条第一項第一号イ及びロ」に改め、同条第二



項を次のように改める。

2 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第三条第一項」と、機構法第十一条中「業務ごとに」とあるのは「業務ごと及び暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、機構法第十二条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」と、機構法第十三条第一項中「第十条第一項第一号イ及びロ並びに第六号」とあるのは「第十条第一項第一号イ及びロ並びに第六号」と、機構法第十四条第一号イ及びロ並びに第六号並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十四条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、機構法第二十二條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。

第二十条の三中「事業団は」を「機構は」に、「事業団法第三十一条第一項の」を「機構法第十一条の

「に、「事業団法第三十五条第一項」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第一項」に、「事業団法第二十八条第一項第三号」を「機構法第十条第一項第二号」に、「指定助成対象事業」を「農林水産省令で定める事業」に、「事業団法第三十一条第一項第三号」を「機構法第十一条第一号」に改める。

第二十一条の見出し及び同条第一項中「事業団」を「機構」に改め、同条第二項を削る。

第二十二条を次のように改める。

（財務大臣との協議）

第二十二条 農林水産大臣は、第十七条各号の農林水産省令を定めようとするとき、又は第二十条の三の承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正）

第十六条 肉用子牛生産安定等特別措置法の一部を次のように改正する。

目次、第一条及び第二章の章名中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

第三条の見出し中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改め、同条第一項中「農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）」を「独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）」に、「農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号。以下「事業団法」という。）第二十八条第一項から第三項まで」を「独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第 号。以下「機構法」という。）第十条」に改め、同条第二項中「次条及び」を削る。

第四条を次のように改める。

#### 第四条 削除

第六条第一項及び第二項、第十条並びに第十一条中「事業団」を「機構」に改める。

第十三条第一項中「畜産物の価格安定等に関する法律」を「畜産物の価格安定に関する法律」に改める。

第十四条の見出しを「（機構に対する交付金）」に改め、同条中「事業団に」を「機構に」、「事業団法第二十八条第一項第一号イ、ロ及びニの業務（これらの業務）」を「機構法第十条第一項第一号の業務（これ）」に、「（食肉等についての同項第三号及び第六号）」を「次項において同じ。」並びに食肉等についての同項第二号及び第七号」に改め、「並びに法第二条第三項に規定する食肉についての事業団法第二

十八条第三項第一号の業務」を削り、同条に次の一項を加える。

2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十一条の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての機構法第十条第一項第一号の業務若しくは食肉等についての同項第二号若しくは第七号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。

第十五条の二を次のように改める。

（機構法の適用）

第十五条の二 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三条第一項」と、機構法第十一条中「業務ごとに」とあるのは「業務ごと及び特別措置法第三条第一項に規定する業務について」と、機構法第十二条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び特別措置法第三条第一項」と、機構法第十四条中「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法

第三条第一項に規定する業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」とする。

第十六条第一項中「事業団は」を「機構は」に、「事業団法第三十一条第一項」を「機構法第十一条」に改め、「又は食肉等についての事業団法第二十八条第一項第三号の業務（これに附帯する業務を含む）

」を削り、「前条の規定により読み替えられる事業団法第三十八条第一項に規定する第十四条の規定により交付を受けた交付金に係る」を「第十四条第二項に規定する」に、「これらの業務」を「当該業務」に改め、同条第二項中「事業団は」を「機構は」に、「事業団法第三十一条第一項」を「機構法第十一条」に、「事業団の」を「機構の」に改め、「、事業団法第二十八条第一項第三号の業務（これに附帯する業務を含む）」を削る。

第十九条第一項中「前条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

（処分、手続等に関する経過措置）

第十七条 旧事業団法（第十六条を除く。）、「旧野菜生産出荷安定法（第三十三条を除く。）、「附則第十二

条から第十四条までの規定による改正前の畜産物の価格安定等に関する法律、砂糖の価格調整に関する法律若しくは生系の輸入に係る調整等に関する法律、旧暫定措置法又は旧特別措置法の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律、附則第十一条から第十四条までの規定による改正後の野菜生産出荷安定法、畜産物の価格安定に関する法律、砂糖の価格調整に関する法律若しくは生系の輸入に係る調整等に関する法律、新暫定措置法又は新特別措置法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十八条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為並びに附則第三条第五項、第四条第五項及び第十条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(関税率法及び食料・農業・農村基本法の一部改正)

第二十条 次に掲げる法律の規定中「畜産物の価格安定等に関する法律」を「畜産物の価格安定に関する法律」に改める。

一 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十二条第二項

二 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第四十条第三項

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十一条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、農畜産業振興事業団」を削る。

（関税暫定措置法の一部改正）

第二十二条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項第二号及び第四号中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

別表第一第〇四・二項から第〇四・〇五項までの規定中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

別表第一第五 二・ 号の二中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

別表第四第七項中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第二十三条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「、野菜供給安定基金」を削る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二十四条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

別表第一農畜産業振興事業団の項及び野菜供給安定基金の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第二十五条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。



別表農畜産業振興事業団の項及び野菜供給安定基金の項を削る。